

受診料本人負担無しの精密検査とは・・・「労災保険二次健康診断等給付制度」

(事業場担当者用)

通常、定期健康診断後の精密検査は診療扱いとなり本人負担が発生します。

しかし一定の条件に該当し、所定の申請をして受診した場合、受診の際の本人負担がない制度があります。それが「労災保険二次健康診断等給付制度」です。

※この制度の活用は会社の産業保健スタッフの支援がポイントです。

1. 目的 ストレスや過重な負荷による脳心臓疾患を防止

2. 対象者の条件 ①血圧 ②血中脂質 ③血糖 ④腹囲 の4項目すべてに「異常の所見」があると判定された者

*健康診断結果に4項目の内異常の所見がなかった項目があっても、産業医等が総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合、産業医等の意見が優先され、給付対象となる。

3. 二次健康診断の検査及び指導内容

①空腹時血中脂質 ②空腹時血糖 ③ヘモグロビン A1c ④負荷心電図又は心エコー
⑤頸部エコー ⑥アルブミン尿 ⑦栄養指導 ⑧運動指導 ⑨生活指導

4. 給付(受診)対象者の選定

次の者に、労災二次健診受診希望を確認し、希望する者を対象とする。

①4項目全てが異常所見と判定された者

②4項目の一部のみが異常所見ではあるが、産業医(地域産業保健センターの登録産業医も含む)が必要と認めた者

5. 申請から受診までの手続き

対象者自身が手続きするのが原則ではあるが、事業場担当者が受診勧奨と申請のための支援をすることが望ましい。

*原則、定期健康診断受診日から3か月以内で受診する

手 順	内 容
給付対象者の選別	①給付対象者であることを健診結果で確認する(健診結果票には対象の有無の記載はない) ②健診実施医療機関(医師)又は産業医から受診勧奨がある場合もある
請求書の入手	請求書(申請書)用紙「 <u>二次健康診断等給付請求書</u> 」を、厚労省HP(「二次健康診断等給付請求書」で検索)から入手する
請求書作成	①対象者自身が請求書内の⑨～⑳までの欄及び下段の請求人記入欄に記入する

	<p>② 労働保険番号及び事業主証明欄の記入を事業主（又はその代理者）に依頼し記入してもらう</p> <p>③ 異常の項目ではないが産業医が異常の所見と判断した場合は請求書の裏面上欄記入及び当該産業医に氏名等を記入してもらう</p>
医療機関の予約	医療機関（「労災保険指定医療機関等名簿 和歌山県」で検索）を予約する。請求書の⑫欄に受診日を記入する。
受診	<p>医療機関で受診する（医療機関に二次健康診断等給付申請書及び定期健康診断結果票（コピー）を提供する）</p> <p style="text-align: center;">* 受診のための時間及び交通費は就労扱いとしなくてもよい。</p>
（受診結果）	（後日健診結果が受診者に送られてくる）

注意：請求書の⑪一次健診受診年月日と⑫の請求年月日が3か月を超えないこと。

6. 実施医療機関リスト 「労災保険指定医療機関等名簿 和歌山県」 で検索

詳しくは定期健康診断実施機関へお問い合わせ、又は[和歌山産業保健総合支援センター](#)まで

制度説明パンフレットは「[二次健康診断等給付の請求手続](#)」をご覧ください。